特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和3年6月1日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

農業委員及び農地利用最適化推進委員に係る報酬について、農地利用の最適化に関する活動及び成果に応じて報酬を加算支給するために、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

長与町農業委員会	会長	年額 343,000	
	委員	" 258, 000	を
長与町農地利用最適化推進委員		" 252, 000	

Γ

長与町農業委員会	会長	年額343,000円に、活動及 び成果に応じて予算の範囲内に おいて町長が定める額を加算し	
	委員	た額 年額258,000円に、活動及 び成果に応じて予算の範囲内に おいて町長が定める額を加算し た額	に
長与町農地利用最適化推進委員		年額252,000円に、活動及 び成果に応じて予算の範囲内に おいて町長が定める額を加算し た額	

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。